

第87期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月23日（火曜日）
午後3時30分（受付開始 午後3時）

場所

石川県金沢市十間町25番地
当社 本店分室 2 F カンファレンスルーム

スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは
3ページ～4ページへ

目次

第87期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）9名選任 の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	19
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	23
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 設定の件	24
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬額設定の件	24
第8号議案 退任取締役2名及び 退任監査役4名に対し 退職慰労金贈呈の件	25
第9号議案 役員賞与支給の件	26
第87期事業報告	27
計算書類	41
監査報告書	43

今村証券株式会社

証券コード：7175

株 主 各 位

証券コード7175
2026年6月1日
(電子提供措置の開始日2026年5月26日)
石川県金沢市十間町25番地
今村証券株式会社
代表取締役社長 今村直喜

第 87 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第87期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.imamura.co.jp>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「株主のみなさまへ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「今村証券」又は「コード」に当社証券コード「7175」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午後3時30分
2. 場 所 石川県金沢市十間町25番地 当社 本店分室2Fカンファレンスルーム
3. 目的事項

報告事項 第87期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 退任取締役2名及び退任監査役4名に対し退職慰労金贈呈の件
- 第9号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。したがって、本書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 受付開始時刻は、午後3時を予定しております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 会場の関係上、一部の役員につきましてはオンラインによる出席とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は次ページ記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネットによる議決権行使期限

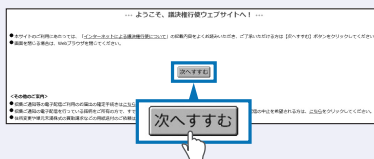
2026年6月22日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早目に行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

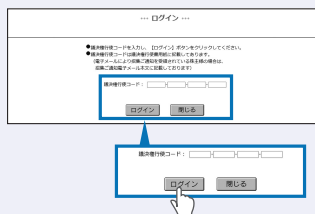
■ 議決権行使ウェブサイトへアクセス（パソコン等をご利用する場合）

1 ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

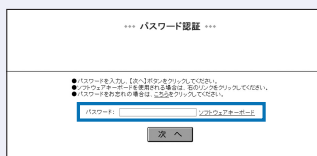


お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 初回ログイン時



4 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

ここまでで準備は完了です。ここからは画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

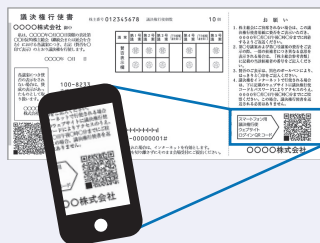
ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、全て株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能が用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

■ スマート行使[®]による方法（スマートフォンをご利用する場合）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使[®]」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社【ウェブサポート専用ダイヤル】

電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開の資金需要に備えるとともに、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績及び財務状況を総合的に勘案し、配当性向35%を目安として株主の皆さまへの利益還元を行うことを基本的な方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び財務状況並びに今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。なお、当期は1株につき20円の間配当を実施しておりますので、年間配当は1株につき73円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金53円 総額 271,183,192円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有能な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、社外取締役のほか、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第37条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第41条を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会の決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を要する。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>当社は、第87期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	いまむらくじ 今村九治	代表取締役会長	再任
2	いまむらなおき 今村直喜	代表取締役社長	再任
3	みやたひでお 宮田秀夫	取締役法人部長	再任
4	いけだしょうご 池多将吾	取締役営業本部長	再任
5	とりたかずあき 鳥田一彰	取締役管理本部長	再任
6	いとうまさひろ 伊藤正裕	取締役情報システム部長	再任
7	やまでつとむ 山出勉	取締役総務部長	再任
8	やまぎししんさく 山岸晋作	監査役	新任 社外 独立
9	こじまいちろう 小島一郎	取締役	再任 社外 独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者のページの年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
 3. 各候補者のページの「所有する当社の株式数」は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
 4. 山岸晋作氏及び小島一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 当社は、山岸晋作氏及び小島一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。山岸晋作氏の選任及び小島一郎氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、山岸晋作氏及び小島一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、山岸晋作氏の選任及び小島一郎氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者番号 **1** いまむら くじ 今村 九治 1944年4月10日生（満82歳） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月 山一証券(株)入社
 1968年4月 当社入社
 1968年11月 当社取締役
 1972年11月 当社常務取締役
 1979年11月 当社代表取締役専務
 1984年11月 当社代表取締役社長
 2019年1月 当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数
414,940株

取締役在任年数
57年7か月（本総会終結時）

取締役会出席回数
15/21回（71%）

取締役候補者とした理由

今村九治氏は、長年にわたり代表取締役として強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の企業価値向上に貢献しております。また、公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストとして財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2019年1月からは代表権を持つ会長として、豊富な実績と高い見識及び能力を経営に活かしております。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2** いまむら なおき 今村 直喜 1972年6月2日生（満54歳） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 山一証券(株)入社
 1998年4月 当社入社
 2009年4月 当社営業事務部長
 2013年6月 当社取締役営業事務部長
 2019年1月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数
1,358,800株

取締役在任年数
13年（本総会終結時）

取締役会出席回数
21/21回（100%）

取締役候補者とした理由

今村直喜氏は、リテール営業やインターネット・コールセンター業務等に従事した後、2009年から営業事務部長、2013年に取締役に就任し、営業事務に関する業務を統括し、金融商品取引法の改正、証券取引制度の変更や証券投資に関連した税制改正の対応等に貢献しております。2019年1月からは代表取締役社長に就任し、金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を活かし、当社の重要な意思決定及び経営執行の監督を行っております。また、SDGsをはじめとするサステナビリティ課題に対して積極的に取り組んでおります。これらのことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

みやた ひでお

宮田 秀夫 1960年3月9日生（満66歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年3月 当社入社
1998年4月 当社新湊営業所長
2002年9月 当社小松支店長
2004年6月 当社取締役小松支店長
2004年7月 当社取締役営業部長
2006年10月 当社取締役営業推進部長
2008年7月 当社取締役営業業務部長
2016年4月 当社取締役富山支店開設準備室長
2017年4月 当社取締役富山支店長
2021年4月 当社取締役法人部長（現任）

所有する当社の株式数

11,400株

取締役在任年数

22年（本総会終結時）

取締役会出席回数

20/21回（95%）

取締役候補者とした理由

宮田秀夫氏は、リテール営業に従事した後、支店長等を歴任し、2004年に取締役に就任、その後営業業務部長等として募集商品の導入・販売促進等に貢献しております。2017年から富山支店長として新設店舗の立ち上げに尽力し、その後、2021年から法人部長として法人営業を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、地方創生を目指しSDGsをはじめとするサステナビリティ課題に対して積極的に取り組んでいることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

いけだ しょうご

池多 将吾 1971年11月17日生（満54歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社
2011年4月 当社砺波支店長
2014年9月 当社本店長
2017年10月 当社弥生支店長
2020年4月 当社営業推進部長
2024年4月 当社営業本部長
2024年6月 当社取締役営業本部長（現任）

所有する当社の株式数

15,500株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会出席回数

21/21回（100%）

取締役候補者とした理由

池多将吾氏は、リテール営業に従事した後、砺波支店長、本店長及び弥生支店長の3店舗の本支店長を歴任し、2020年から営業推進部長として募集商品の導入・販売促進等に貢献しております。その後、2024年から営業本部長として営業部門を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

とりた かずあき

鳥田 一彰 1969年1月23日生 (満57歳)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
 2007年4月 当社加賀支店長
 2013年4月 当社営業業務部次長
 2014年4月 当社内部管理部次長
 2015年12月 当社内部管理部副部長
 2018年4月 当社管理本部副本部長
 2024年4月 当社管理本部長
 2024年6月 当社取締役管理本部長 (現任)

所有する当社の株式数

4,900株

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

取締役会出席回数

21/21回 (100%)

取締役候補者とした理由

鳥田一彰氏は、リテール営業に従事した後、支店長等を歴任し、2018年から管理本部副本部長としてガバナンス体制の構築等に尽力し、2024年からは管理本部長としてシステム部門、総務部門、経理部門等を統括しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

いとう まさひろ

伊藤 正裕 1964年7月19日生 (満61歳)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 三興コントロール(株)入社
 1985年11月 (有)伊正電機製作所入社
 1990年5月 ピュアシステム(株)入社
 1993年7月 大電産業(株)入社
 2001年10月 当社入社
 2014年4月 当社システム部長
 2023年4月 当社情報システム部長
 2024年6月 当社取締役情報システム部長 (現任)
 2026年1月 証券業務基盤監理(株) 取締役 (現任)

所有する当社の株式数

4,100株

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

取締役会出席回数

21/21回 (100%)

重要な兼職の状況

証券業務基盤監理(株) 取締役

取締役候補者とした理由

伊藤正裕氏は、情報システムの開発・運用に従事した後、2014年からシステム部長として、2023年からは情報システム部長として情報システム部門を統括しております。2026年1月からは、証券会社のミドル・バックオフィス業務の効率化・高度化を図り設立された証券業務基盤監理(株)の取締役に兼務しております。情報システムに関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

やま で つとむ

山出 勉

1968年9月25日生（満57歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
2013年4月 当社加賀支店長
2017年4月 当社総務部副部長
2017年6月 当社総務部長
2024年6月 当社取締役総務部長（現任）

所有する当社の株式数

9,800株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会出席回数

21/21回（100%）

取締役候補者とした理由

山出勉氏は、リテール営業に従事した後、2013年から加賀支店長に就任し、その後、2017年から総務部長として人事・労務管理体制及び労働環境の整備に貢献しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

やまぎし しんさく

山岸 晋作

1972年9月2日生（満53歳）

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年9月 PwCコンサルティング(株)入社
2004年4月 (株)山岸製作所入社
2006年7月 同社常務取締役
2008年4月 同社専務取締役
2010年2月 同社代表取締役専務
2010年8月 同社代表取締役社長（現任）
2022年6月 当社社外監査役（現任）

所有する当社の株式数

0株

社外監査役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会出席回数

19/21回（90%）

監査役会出席回数

16/17回（94%）

重要な兼職の状況

(株)山岸製作所 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山岸晋作氏は、(株)山岸製作所の代表取締役として業務及び経営に携わり豊富な経験と高い見識を有しております。これらを活かし、当社の経営全般に助言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 山一証券(株)入社
 1998年3月 マイクロソフト(株)（現 日本マイクrosoft(株)）入社
 1999年11月 (株)大和総研入社
 2004年4月 (株)幸洋コーポレーション（現 (株)シーアールイー）入社
 2004年6月 (株)ビジネス・ワン（現 ビジネス・ワンホールディングス(株)）社外取締役
 2006年5月 (株)カプコン入社
 2008年8月 夢の街創造委員会(株)（現 (株)出前館）入社
 2014年1月 (株)分析広報研究所 代表取締役（現任）
 2024年6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数
1,000株

社外取締役在任年数
2年（本総会終結時）

取締役会出席回数
21/21回（100%）

重要な兼職の状況

(株)分析広報研究所 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小島一郎氏は、国内大手シンクタンクにて証券アナリストを経験した後、上場企業等において広報・IRや内部監査、経営企画に関する業務に従事し、豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。独立後には(株)分析広報研究所を設立し代表取締役に就任しており、経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。また、公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストとして財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらのことから当社の経営全般に助言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	にっ た めぐ み 新 田 恵 美	常勤監査役	新任
2	むろ や かず な 室 屋 和 菜	取締役	新任 社外 独立
3	はや かわ じゅん 早 川 潤	監査役	新任 社外 独立

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者のページの年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
3. 各候補者のページの「所有する当社の株式数」は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
4. 室屋和菜氏及び早川潤氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 当社は、室屋和菜氏及び早川潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、室屋和菜氏及び早川潤氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号 1 につた めぐみ
新田 恵美 1967年11月15日生 (満58歳) 新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
2022年 4月 当社弥生支店次長 (店長サポート)
2024年10月 当社内部監査部次長
2025年 6月 当社常勤監査役 (現任)

所有する当社の株式数
10,500株

監査役在任年数
1年 (本総会終結時)

取締役会出席回数
14/14回 (100%)

監査役会出席回数
11/11回 (100%)

監査等委員である取締役候補者とした理由

新田恵美氏は、30年以上にわたりリテール営業に従事した後、2022年より弥生支店の次長として支店経営に従事しております。2024年から内部監査部次長として社内監査を担当した後、2025年6月からは常勤監査役として業務執行に対する監査を担っております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから当社監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号 2 むろや かずな
室屋 和菜 1980年2月16日生 (満46歳) 新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社
2010年 7月 公認会計士登録
2017年10月 税理士法人山田アンドパートナーズ入社
2020年 6月 中部経営・辻・本郷税理士法人入社
2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
2020年 8月 税理士登録
2021年10月 中部経営・辻・本郷税理士法人 理事
2022年 4月 一般社団法人金澤レディース経政会 監事
2023年 8月 (株)H4U 取締役 (現任)
2023年 8月 室屋和菜公認会計士・税理士事務所 代表 (現任)
2024年 5月 一般社団法人金澤レディース経政会 理事
2026年 1月 (株)REL Partners 代表取締役 (現任)

所有する当社の株式数
0株

社外取締役在任年数
6年 (本総会終結時)

取締役会出席回数
20/21回 (95%)

重要な兼職の状況

室屋和菜公認会計士・税理士事務所 代表
(株)H4U 取締役
(株)REL Partners 代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

室屋和菜氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、監査法人や税理士法人における豊富な業務経験を活かし、当社の監査機能の実効性を高めることや、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

はやかわ
早川

じゅん
潤

1976年6月5日生（満50歳）

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年12月 弁護士登録
中島史雄法律事務所（現 中島・早川・北村法律事務所）
入所（現任）
2021年7月 当社社外監査役
2022年6月 当社社外監査役退任
2023年7月 (株)オフィス出島A. M. 代表取締役（現任）
2026年3月 当社社外監査役（現任）

所有する当社の株式数
0株

社外監査役在任年数
3か月（本総会終結時）

取締役会出席回数
0/2回（0%）

重要な兼職の状況

中島・早川・北村法律事務所 弁護士
(株)オフィス出島A. M. 代表取締役

監査役会出席回数
0/2回（0%）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

早川潤氏は、弁護士として法令に関する専門的な知見を有しており、豊富な業務経験を活かし、当社の監査機能の実効性を高めることや、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

【ご参考】株主総会後のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の各取締役の専門性及び経験は、以下のとおりです。

氏名		専門性及び経験							
		企業経営	証券営業	営業戦略/ マーケティング	コンプライ アンス/ リスク管理	法務・ 規則・制度/ コーポレート ガバナンス	財務・会計	IT・ システム	サステナ ビリティ
取 締 役	今村 九治	●			●		●		
	今村 直喜	●				●			●
	宮田 秀夫		●	●					●
	池多 将吾		●	●					
	鳥田 一彰		●		●	●	●		
	伊藤 正裕							●	
	山出 勉		●		●				
	山岸 晋作	●		●					●
	小島 一郎	●		●	●		●		
取 締 役 監 査 等 委 員	新田 恵美		●						
	室屋 和菜	●			●	●	●		
	早川 潤	●				●	●		●

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性及び知識を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

きたお みほ

北尾 美帆 1981年5月27日生（満45歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録
北尾法律事務所（現 弁護士法人北尾法律事務所）
入所
2020年10月 弁護士法人北尾法律事務所 社員弁護士（現任）

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

弁護士法人北尾法律事務所 社員弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北尾美帆氏は、弁護士として法令に関する高度な能力・見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者北尾美帆氏は、弁護士法人北尾法律事務所の社員弁護士であり、当社は同事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は僅少であり、独立性に影響を与えるものではありません。
2. 候補者北尾美帆氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 候補者北尾美帆氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
4. 候補者北尾美帆氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
5. 候補者北尾美帆氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 候補者北尾美帆氏の戸籍上の氏名は、木村美帆であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月22日開催の第82期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針の概要は、「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項」に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬（固定報酬）及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第8号議案 退任取締役2名及び退任監査役4名に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役山内幸一氏及び2026年3月5日に逝去されました故監査役中島史雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、定款変更の効力発生時をもって任期満了により取締役を退任し、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合に監査等委員である取締役に就任する室屋和菜氏並びに定款変更の効力発生時をもって任期満了により監査役を退任される新田恵美氏、山岸晋作氏及び早川潤氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、退任取締役については取締役に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針の概要は、「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。退任取締役に対する退職慰労金は、当該方針に基づき決定しているため、相当であると判断しております。

本議案のうち監査等委員会設置会社への移行に伴い退任する者に係る部分は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
やまうち こういち 山内 幸一	2018年6月	当社取締役就任 現在に至る
なかじま ふみお 中島 史雄	2006年6月 2026年3月	当社社外監査役就任 逝去により社外監査役退任
むろや かずな 室屋 和菜	2020年6月	当社社外取締役就任 現在に至る
にっ た めぐみ 新田 恵美	2025年6月	当社常勤監査役就任 現在に至る
やまぎし しんざく 山岸 晋作	2022年6月	当社社外監査役就任 現在に至る
はやかわ じゅん 早川 潤	2026年3月	当社社外監査役就任 現在に至る

第9号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役（社外取締役を除く。）8名に対し、役員賞与総額73,450千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する個別の額、支給の時期等は、取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

取締役に対する賞与支給は、「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項」に記載の取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に基づき決定しているため、相当であると判断しております。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、物価の継続的な上昇が個人消費に及ぼす影響や、米国の通商政策の影響等による景気下押しリスクが依然として残っているものの、国内の雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により景気は緩やかに回復しました。しかしながら、中東情勢の影響による景気下押しリスクが顕在化し、先行き不透明な状況が続きました。

国内の株式市場において4月初旬は、トランプ米政権による各国への予想を上回る相互関税の発表や中国の報復措置を背景にリスクオフの姿勢が強まり、7日に日経平均株価は30,792円の安値を付けました。その後、米中両政府が関税引下げに合意したことで過度な警戒感が後退し、日経平均株価は反発し上昇基調へと転じました。7月下旬には、日米関税交渉が税率15%で合意したことにより市場に安心感が広がると日経平均株価は急騰し、国内企業の底堅い決算や米連邦準備制度理事会（F R B）の早期利下げ期待が加わり、連日で史上最高値を更新しました。10月には、自民党総裁選で高市早苗氏が勝利すると、積極的な財政政策への期待が高まり日経平均株価はさらに上昇し、10月後半には史上初の50,000円台を突破しました。その後は過熱感を意識した利益確定売りや日中関係の悪化が投資家心理を冷やし、日経平均株価は48,200円台まで下落しました。11月下旬には米株高の流れを受けて反発に転じ、再び50,000円台を回復しました。日本銀行が金融政策決定会合で政策金利をおよそ30年ぶりの水準となる0.75%に引き上げたものの、株式市場への影響は限定的で、1月に衆院解散の観測が浮上すると日経平均株価はさらに上昇し、54,000円台を突破しました。その後は長期金利の急騰や円高の進行が相場を押し下げましたが、2月初旬に衆院選で与党が圧勝すると、高市政権の経済政策への期待が高まり、国内の株式市場は大幅に上昇しました。2月26日には59,332円の史上最高値を更新しました。しかし、米国とイスラエルによるイラン攻撃により流れは一転し、中東情勢の混乱や原油価格の急騰を背景に日経平均株価は連日で大幅下落となりました。3月の月間の下落幅は過去最大を記録し、日経平均株価は51,063円で当事業年度を終えました。

このような状況の中、当社は地域密着型の対面営業を行う証券会社として、株式営業や債券販売、投資信託販売を中心に営業を展開しました。株式営業においては、「情報チャトル特急便」、「Imamura Report」等当社作成の情報誌や専門調査機関の作成するレポートを活用した投資情報の提供のほか、資産形成に関するセミナーの開催等、お客様のニーズにお応えする提案・サポート等を積極的に行いました。債券販売においては、米ドル建て社債や円建て社債等を取り扱いました。投資信託販売においては、新たに取扱いを開始した「WCM 世界成長株厳選ファンド（予想分配金提示型）」等の販売が好調であり、当事業年度末の株式投資信託の預り資産残高は、前事業年度末と比較し38.6%増加し、1,066億47百万円と過去最高を更新しました。

当事業年度における新たな取組みとして、「家族サポート証券口座の開始」、「パスキー認証の導入」、「営業店舗のリニューアル」及び「スマホアプリの提供開始」を実施しました。家族サポート証券口座は、お客様の認知判断能力が低下した際に事前に任意代理契約を締結したご家族が代わりにお取引等をいただける、ご高齢のお客様向けサービスです。また、パスキー認証の導入により、インターネット株式取引 i R o o t のセキュリティ向上を図りました。さらに、地域に根差しお客様に寄り添う証券会社として、ご来店いただきやすい店舗を目指し、石川県金沢市の弥生支店をリニューアルオープンしました。加えて、スマホアプリ『今村証券 i P o r t a l』の提供を開始し、お客様の資産管理を支援する体制をより一層強化しました。

その結果、当事業年度の営業収益は49億14百万円（前年同期比17.4%増）、純営業収益は48億81百万円（同17.0%増）、経常利益は14億66百万円（同44.1%増）、当期純利益は10億55百万円（同38.8%増）となりました。

当事業年度における主な収益及び費用の状況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は47億94百万円（前年同期比30.1%増）となりました。その内訳は次のとおりであります。

i 委託手数料

株券に係る委託手数料は36億7百万円（同34.0%増）となり、受益証券を含めた委託手数料の合計は36億52百万円（同33.6%増）となりました。

ii 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は0百万円（同73.2%減）となりました。

iii 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は5億98百万円（同12.9%増）となりました。

iv その他の受入手数料

その他の受入手数料は5億43百万円（同29.5%増）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	期 別	第86期		第87期	
		(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
株 券		千円 2,698,656	構成比% (73.2)	千円 3,612,059	構成比% (75.3)
債 券		1,236	(0.0)	1,714	(0.0)
受 益 証 券		909,451	(24.7)	1,096,117	(22.9)
そ の 他		75,816	(2.1)	84,858	(1.8)
合 計		3,685,160	(100.0)	4,794,749	(100.0)

② トレーディング損益

トレーディング損益は19百万円（前年同期比95.6%減）となりました。

③ 金融収支

金融収益が1億円（前年同期比69.0%増）、金融費用が32百万円（同111.0%増）となった結果、差し引き金融収支は67百万円（同54.0%増）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は34億74百万円（前年同期比9.1%増）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、受取配当金等67百万円（前年同期比23.6%増）、営業外費用は、雑損等8百万円（同65.1%減）となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益1億19百万円（前年同期比35.5%増）、特別損失は、固定資産除売却損等30百万円（同120.4%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は2億28百万円で、主たる設備投資は、弥生支店の改修工事であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は全額自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社は「百術不及一誠」を社是としております。これは“百術は一誠に及ばず”と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、という意味です。全てのお客様に誠心誠意で接することが大切だということを教えている言葉で、この方針に基づきお客様の最善の利益を追求することにより、お客様とともに発展し続ける企業を目指しております。経営理念としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一步」を掲げております。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一步を踏み出す勇気を持ちたい、そういう経営があってこそ初めて、お客様に選ばれる証券会社であり続けられる、ひいては日本の資本市場を牽引し、国民経済に寄与することができると考えております。

この社是及び経営理念を基に、対面営業の強みを活かして他社との差別化を図ることを常に念頭に置き、企業価値をさらに向上させるため、特に以下の3点の目標を着実に達成することが、対処すべき重要な課題であると認識しております。

① 旧収益構造からの脱出

投資信託の預り資産を増加させストックからの収益を増やすことで、株式市況に左右されにくい収益基盤の確立を図ってまいります。そのために、以下の算式により算出する“受益証券による経費カバー率”を経営指標として定め、「2029年3月期までに36%超（長期的には50%超）」の達成を目指しております。

＜受益証券による経費カバー率の算式＞

$$\text{受益証券による経費カバー率} = \frac{\text{受益証券※1による受入手数料※2}}{\text{販売費・一般管理費}}$$

※1 ETF等を除く

※2 投資信託の募集手数料、信託報酬等

当事業年度の“受益証券による経費カバー率”は31.7%（前事業年度は27.7%）となりました。また、ストック収益となるような商品・サービスを常に模索し、それらに積極的に取り組んでまいります。

② 預り資産の倍増

『預り資産の増加が、お客様の満足度向上と収益の拡大に結びつく』ことを当社としての共通認識とし、その経営指標として「2032年3月期までに“預り資産”4,752億円」及び「“新たなお客様の獲得”5年間で15,000口座（単年度では3,000口座）」の達成を目指しております。当事業年度の“預り資産”は4,329億円（前事業年度末は3,361億円）、“新たなお客様の獲得”は3,897口座（前事業年度は3,926口座）となりました。

また、自社開発のシステムやデータを活用してお客様の利便性を高めるとともに効率的かつ積極的な営業活動を推進し、競争力を高めてまいります。「お客様の新規資金による投資」及び「お客様満足度の向上」にあたっては、お客様に選ばれる証券会社であり続けられるよう、当社調査部門が作成する「Imamura Report」をはじめとするレポート等を活用して質の高い情報の提供を図ります。また、定時定額で買い付ける積立投資やゴールベースアプローチ型ラップサービス、税理士相談サービス、家族サポート証券口座のほか、地方証券会社連携コンソーシアムにおける地方創生に資するための取組み等、新たな商品・サービスを充実させ、他社との差別化を図り、地域密着型の地方証券会社としての付加価値の向上を図ってまいります。そのほか、引き続きお客様本位の業務運営を徹底し、お客様からのより一層の信頼向上に努めてまいります。

③ 人的資本への投資

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、役職員を増加させることが必要不可欠であると認識しており、その目標として、「2030年3月期末までに“役職員（非常勤を除く）”250名体制」を目指しております。当事業年度末の“役職員（非常勤を除く）”は200名（前事業年度末は207名）となりました。

引き続き、目標達成に向けて、社員一人ひとりが自発的に能力開発を行うことで成長し続けられる社内環境の整備に努め、従業員エンゲージメントの向上を図ってまいります。また、当社の成長を牽引する優秀な人材を確保するため、人事評価制度の整備及び給与体系の定期的な見直しを継続的に実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第84期	第85期	第86期	第87期 (当事業年度)
営業収益 (千円)	3,831,520	4,816,773	4,186,374	4,914,495
(うち受入手数料)	(3,782,454)	(4,440,988)	(3,685,160)	(4,794,749)
経常利益 (千円)	911,559	1,503,412	1,018,017	1,466,925
当期純利益 (千円)	608,141	1,009,844	760,709	1,055,534
1株当たり当期純利益 (円)	114.32	190.73	148.67	206.29
総資産 (千円)	18,674,069	21,942,876	19,710,864	26,594,462
純資産 (千円)	11,065,510	11,937,814	12,092,887	13,184,589

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社の事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を主な内容とし、お客様に対して資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。

具体的な業務は次のとおりであります。

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）
- ② 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受け
- ⑤ 有価証券の募集又は私募
- ⑥ 有価証券の売出し
- ⑦ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑧ 投資一任契約の媒介

上記のほか、金融商品取引業に付随する業務、保険販売等を営んでおります。

(7) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

店舗名	所在地
本店	石川県金沢市十間町25番地
弥生支店	石川県金沢市弥生二丁目4番12号
小松支店	石川県小松市有明町22番地
加賀支店	石川県加賀市熊坂町イ133番地の9
七尾支店	石川県七尾市神明町口2番地10
福井支店	福井県福井市新田塚一丁目80番36号
板垣支店	福井県福井市板垣五丁目1010番地
敦賀支店	福井県敦賀市白銀町7番1号
富山支店	富山県富山市本町6番20号
高岡支店	富山県高岡市本丸町13番7号
砺波支店	富山県砺波市本町6番28号

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
191名	7名減	37.1歳	14.9年

(9) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
日本証券金融株式会社	3,068,307

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,320,000株（自己株式203,336株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,955名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
今村 直喜	1,358,800	26.55
今村コンピューターサービス株式会社	500,040	9.77
今村不動産株式会社	455,280	8.89
今村 九治	414,940	8.10
今村証券社員持株会	267,640	5.23
今村 千加子	134,400	2.62
今村 之希有	130,000	2.54
久保寺 茂男	113,600	2.22
兼盛 玉輝	111,800	2.18
米田 信昭	88,260	1.72

- (注) 1. 当社は、自己株式を203,336株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式（203,336株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	今村九治	
取締役社長 (代表取締役)	今村直喜	
取締役	宮田秀夫	法人部長
取締役	山内幸一	コンプライアンス本部長
取締役	池多将吾	営業本部長
取締役	鳥田一彰	管理本部長
取締役	伊藤正裕	情報システム部長 証券業務基盤監理株式会社 取締役
取締役	山出勉	総務部長
取締役	室屋和菜	室屋和菜公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社H4U 取締役 一般社団法人金澤レディース経政会 理事 株式会社REL Partners 代表取締役
取締役	小島一郎	株式会社分析広報研究所 代表取締役
常勤監査役	新田恵美	
監査役	山岸晋作	株式会社山岸製作所 代表取締役社長
監査役	早川潤	中島・早川・北村法律事務所 弁護士 株式会社オフィス出島A. M. 代表取締役

- (注) 1. 監査役新田恵美氏は、2025年6月20日開催の第86期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役明彦克正氏は、2025年6月20日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 監査役中島史雄氏は、2026年3月5日付で逝去により退任いたしました。なお、退任時の重要な兼職は、中島・早川・北村法律事務所の弁護士であります。
4. 監査役早川潤氏は、2025年6月20日開催の第86期定時株主総会において補欠監査役に選任されており、監査役中島史雄氏の退任に伴い、2026年3月5日付で就任いたしました。
5. 取締役室屋和菜、小島一郎の両氏は社外取締役であります。
6. 監査役山岸晋作、早川潤の両氏は社外監査役であります。
7. 当社は、取締役室屋和菜氏、取締役小島一郎氏、監査役山岸晋作氏及び監査役早川潤氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりであります。

【基本方針】

- ・ 取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・ 各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保します。
- ・ 会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
- ・ 報酬体系・水準については、「役員報酬規程」、「役員報酬規程に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき算定することで、客観性・合理性を確保します。
- ・ 報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。

【報酬体系】

取締役の報酬において、社内取締役の報酬は、役位別の基本報酬（月額報酬）、業績連動報酬（賞与）及び役員退職慰労金により構成し、社外取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び役員退職慰労金により構成することとしております。

監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び役員退職慰労金により構成することとしております。

基本報酬は、「役員報酬規程」及び「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて役位毎に検討し、取締役においては取締役会の決議を、監査役においては監査役の協議を経て決定することとしております。

業績連動報酬については、「(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ⑤ 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。

役員退職慰労金は、「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定したうえ、功績の多少・軽重を評価し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、報酬額は、基準額の50%を超えない範囲で増額又は減額できることとしております。

また、決定方針は、監査役会の同意を得て2025年6月20日開催の取締役会において決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会の承認を得た範囲内で代表取締役社長が、取締役会で承認を得た「役員報酬規程」、「役員報酬規程に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき作成した報酬案を、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬総額は、2021年6月22日開催の第82期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。

当社の監査役の報酬総額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等のうち、業績連動報酬及び役員退職慰労金については個人別の具体的な内容の決定を代表取締役社長今村直喜に委任することとしております。

業績連動報酬における委任する権限の内容は、株主総会の承認を得た報酬の範囲内で、各取締役の業績への寄与度や貢献度を勘案し、「役員報酬規程」及び「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて報酬を決定することとしております。

役員退職慰労金における委任する権限の内容は、株主総会で承認を得た報酬の範囲内で「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定のうえ、功績の多少・軽重を評価して決定することとしております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を踏まえて各取締役の職責や成果の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断しているためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	164,846 (6,282)	77,550 (5,706)	73,450 (-)	- (-)	13,846 (576)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,721 (7,433)	18,549 (6,168)	- (-)	- (-)	2,172 (1,265)	5 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の種類別の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等の額は、第87期定時株主総会において決議予定の役員賞与であります。
 3. 退職慰労金の額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 4. 上記支給額のほか、2025年6月20日開催の第86期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対して4,150千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額4,141千円が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

毎期の業績連動報酬は、各期の純営業収益に基づき職責に応じて役員毎に算定することとしております。また、従業員給与水準と不均衡が生じる場合には、「役員報酬規程に関する細則」に基づき職責に応じて役員毎に調整することとしております。ただし、当該期間が純損失の場合には、業績連動報酬を支給いたしません。当社は金融商品取引業を営んでおり、株式市況の影響を受け業績の変動が激しいため、業績連動報酬の査定において、純営業収益をベースとすることが当社にとって業績を最も適正に反映すると判断しております。報酬額の決定に当たっては、代表取締役社長が上記の基準に従い検討し、株主総会及び取締役会の決議を経て決定することとしております。

なお、当事業年度の純営業収益は48億81百万円（前年同期比17.0%増）であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役室屋和菜氏は、室屋和菜公認会計士・税理士事務所の代表、株式会社H4Uの取締役、一般社団法人金澤レディース経政会の理事及び株式会社RELPARTNERSの代表取締役を兼務しております。当社と室屋和菜公認会計士・税理士事務所、株式会社H4U、一般社団法人金澤レディース経政会及び株式会社RELPARTNERSの間には特別の関係はありません。

取締役小島一郎氏は、株式会社分析広報研究所の代表取締役を兼務しております。当社と株式会社分析広報研究所の間には特別の関係はありません。

2026年3月5日付で逝去により退任した監査役中島史雄氏は、中島・早川・北村法律事務所の弁護士を兼務しておりました。当社と中島・早川・北村法律事務所の間には特別の関係はありません。

監査役山岸晋作氏は、株式会社山岸製作所の代表取締役社長を兼務しております。当社と株式会社山岸製作所との間には取引関係がありますが、その取引額は当社の販売費・一般管理費の1%未満であります。

監査役早川潤氏は、中島・早川・北村法律事務所の弁護士及び株式会社オフィス出島A. M. の代表取締役を兼務しております。当社と中島・早川・北村法律事務所及び株式会社オフィス出島A. M. との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	室屋和菜	当事業年度開催の取締役会21回中20回に出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。また、代表取締役社長及び社外役員のみが出席する独立社外役員会議では、当社の事業戦略等に関して、独立した客観的立場から意見を表明し、経営の意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしております。
取締役	小島一郎	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。また、代表取締役社長及び社外役員のみが出席する独立社外役員会議では、当社の人的資本投資等に関して、独立した客観的立場から意見を表明し、経営の意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしております。
区分	氏名	主な活動状況
監査役	中島史雄	2026年3月5日付で逝去により退任されるまでに開催の取締役会19回中18回、監査役会15回全てに出席し、必要に応じ、会社法学者及び弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の構築・展開について発言を行っておりました。
監査役	山岸晋作	当事業年度開催の取締役会21回中19回に、監査役会17回中16回に出席し、必要に応じ、企業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、当社の経営体制の充実について発言を行っております。
監査役	早川潤	2026年3月5日付で就任後開催の取締役会2回及び監査役会2回のいずれにも出席しておりませんが、事前の資料配布等により、議案の審議等に関与できる環境を整えております。今後は、弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の構築・展開について発言いただく予定です。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、監査管理及び独立性等総合的な観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第87期貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,973,432	流動負債	12,681,613
現金・預金	8,927,128	トレーディング商品	54
預託金	6,980,064	デリバティブ取引	54
顧客分別金信託	6,950,000	信用取引負債	3,155,764
金融商品取引責任準備預託金	30,064	信用取引借入金	3,068,307
トレーディング商品	1,960	信用取引貸証券受入金	87,456
商品有価証券等	1,960	預り金	7,334,150
約定見返勘定	150	顧客からの預り金	5,629,966
信用取引資産	4,131,497	その他の預り金	1,704,184
信用取引貸付金	4,112,094	受入保証金	1,268,634
信用取引借証券担保金	19,402	未払金	156,584
募集等払込金	264,811	未払費用	51,204
短期差入保証金	408,094	未払法人税等	366,170
先物取引差入保証金	407,661	賞与引当金	268,300
その他の差入保証金	432	役員賞与引当金	80,750
前払費用	48,602	固定負債	689,609
未収収益	172,491	役員退職慰労引当金	396,476
その他の流動資産	39,841	繰延税金負債	293,133
貸倒引当金	△1,209	特別法上の準備金	38,648
固定資産	5,621,029	金融商品取引責任準備金	38,648
有形固定資産	2,781,062	負債合計	13,409,872
建物	1,566,268	純資産の部	
器具備品	117,821	株主資本	12,217,984
土地	1,094,213	資本金	857,075
その他	2,758	資本剰余金	357,075
無形固定資産	29,611	資本準備金	357,075
ソフトウェア	15,403	利益剰余金	11,232,894
電話加入権	9,438	利益準備金	125,000
その他	4,768	その他利益剰余金	11,107,894
投資その他の資産	2,810,356	別途積立金	8,500,000
投資有価証券	2,756,874	繰越利益剰余金	2,607,894
長期差入保証金	7,550	自己株式	△229,059
長期前払費用	15,386	評価・換算差額等	966,604
前払年金費用	10,969	その他有価証券評価差額金	966,604
その他投資等	19,576		
貸倒引当金	△1	純資産合計	13,184,589
資産合計	26,594,462	負債・純資産合計	26,594,462

第87期損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		
受入手数料		
委託手数料	3,652,848	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	648	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	598,232	
その他の受入手数料	543,019	4,794,749
トレーディング損益		
株券等トレーディング損益	3,397	
債券等トレーディング損益	15,898	
その他のトレーディング損益	△76	19,218
金融収益		100,527
営業収益計		4,914,495
金融費用		32,873
純営業収益		4,881,621
販売費・一般管理費		
取引関係費	341,393	
人件費	2,471,491	
不動産関係費	155,830	
事務費	106,718	
減価償却費	140,246	
租税公課	71,742	
貸倒引当金繰入額	388	
その他	186,354	3,474,165
営業利益		1,407,456
営業外収益		67,488
営業外費用		8,019
経常利益		1,466,925
特別利益		
投資有価証券売却益	119,965	119,965
特別損失		
固定資産除売却損	17,349	
投資有価証券売却損	4,160	
金融商品取引責任準備金繰入れ	8,583	30,093
税引前当期純利益		1,556,797
法人税、住民税及び事業税	511,714	
法人税等調整額	△10,451	501,262
当期純利益		1,055,534

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

今村証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 眞弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野村 実

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、今村証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

今村証券株式会社 監査役会

常勤監査役 新田 恵美 ㊟

監査役 山岸 晋作 ㊟

監査役 早川 潤 ㊟

(注) 監査役山岸晋作及び監査役早川潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場 ご案内略図

会場：石川県金沢市十間町25番地
当社 本店分室2F
カンファレンスルーム



会場周辺詳細



- ※ JR金沢駅よりバスで約10分「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停下車徒歩約3分
- ※ 会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。